

寒川町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、<u>次に掲げる教育に関する事務</u> _____は、町長が管理し、及び執行する。 <u>(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</u> <u>(2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</u> ～略～	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、<u>スポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）</u>は、町長が管理し、及び執行する。 （削る） ～略～ 附 則 <u>この条例は、令和7年4月1日から施行する。</u>